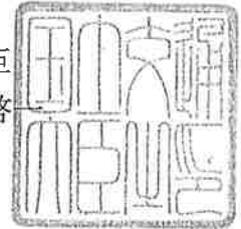


国海員第 136 号  
令和元年 8 月 16 日

交通政策審議会  
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣  
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 110 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 333 号

船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部を改正する省令案について

諮問理由

船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和 50 年運輸省令第 7 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、船員法第 110 条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

第一 船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部改正関係

第二条において定める船舶料理士の年齢要件について、「二十歳以上」を「十八歳以上」とする改正を行う。